

2021年7月

法政大学における公的研究費等の不正防止計画(第四次)

総長 廣瀬 克哉

本学では、文部科学省等その他公的機関から配分される競争的資金等(以下、「公的研究補助金等」という。)の適正な使用を行うため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学大臣決定2014(平成26)年2月18日改正)に基づき「法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン」を全面改正するとともに、不正防止計画(第三次)を策定・実施してきたところです。

今般「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正(令和3年2月1日改正)を受け、その趣旨及び内容を踏まえ、本学における公的研究費の適正な管理運営と不正使用を防止するため「不正防止計画(第三次)」を改正し、第四次計画として定めました。

公的研究費が国民の税金で賄われていることを本学構成員が十分理解し、経費支出の運営・管理について透明性と信頼性を確保して、研究成果を挙げることで、社会からの期待に応えて参ります。

法政大学における公的研究費等の不正防止計画(第四次)

2021年7月28日改正

第1節 責任体系の明確化

番号	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」要請事項	不正防止計画
1-1	最高管理責任者(総長)を定めること。	最高管理責任者は、総長とする。 最高管理責任者(総長)は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って、公的研究補助金等の運営・管理が行えるよう適正に学内調整を図る。不正防止対策の基本方針や不正防止計画の策定に当たり、役員会等で審議を主導し、議論を深める。
1-2	統括管理責任者を定めること。	統括管理責任者は、学術支援本部担当常務理事とする。 統括管理責任者(学術支援本部担当常務理事)は、責任を持って公的研究補助金等の運営・管理が行えるよう、基本方針に基づき、全学の具体的対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する義務を負う。
1-3	コンプライアンス推進責任者を定めること。	コンプライアンス推進責任者は、学術支援本部担当常務理事とする。 コンプライアンス推進責任者(学術支援本部担当常務理事)は、全学的な不正防止を図るためにコンプライアンス研修の実施と受講状況を管理監督するとともに、継続的な啓発活動を計画・実施し、不正を起こさせない組織風土形成を図る。 また、コンプライアンス推進責任者(学術支援本部担当常務理事)は、関係法令、学内諸規程に従った公的研究補助金等の執行・管理に関する統括事務及び部局キャンパス責任者とともに公的研究補助金等に関する事務を適正に行うための必要な措置を講じ、公的研究補助金等に関わる構成員が適切に管理・執行を行っているか等についてモニタリングし、必要に応じて改善・指導を行う。
1-4	コンプライアンス推進副責任者を任命すること。	コンプライアンス推進副責任者の配置・役割の検討を行う。
	監事に求められる役割を明確にすること。	監事は、内部監査部門(監査室)、不正防止計画推進部署(研究開発センター)等の関連部署から情報提供を受け、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について確認し、その結果を役員会等において定期的に報告し意見を述べる。また、内部監査等によって明らかになった不正発生要因の不正防止計画への反映及び不正防止計画の実施状況を確認し、その結果を役員会等において定期的に報告し意見を述べる。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

番号	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」要請事項	懸念されるリスク	不正防止計画
2-1	コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)	<p>構成員の不正防止対策に対する理解や意識が薄れ、意図せぬ事案も含め、不正が発生しかねない。</p> <p>機関として不正を行なった者への責任を追及できないなど管理責任が問われる。</p> <p>不正を発生させない組織風土が醸成されない。</p> <p>行動規範の内容が構成員の意識に浸透しない。</p>	<p>毎年、コンプライアンス教育と啓発活動の実施計画を策定し、受講の案内や参加を促し、関係者の意識の向上と浸透を図る。</p> <p>コンプライアンス教育の内容は、定期的な見直しを行い、最新の情報を提供・周知する。理解度アンケートへの回答及び誓約書の提出を求め、理解度と受講状況を把握する。</p> <p>不正を起こさせない組織風土形成のため、全ての構成員に少なくとも四半期に1回程度、啓発活動を行う。</p> <p>既に策定している行動規範について、全ての構成員へコンプライアンス教育等の中で周知徹底し、不正防止への意識の向上と浸透を図る。</p>
2-2	事務処理手続に関するルールの明確化・統一化。	<p>ルールと実態の乖離を招く恐れが強い。</p> <p>学生等への謝金・旅費等への支払いあたり、不正が発生する。</p>	<p>作成した取扱要領等を関係者への配布・ホームページで掲載し周知する。</p> <p>ルールと実態が乖離していないかを確認し、モニタリング等の結果も踏まえつつ、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>学生等についても、雇用する教員や研究開発センターからルールを周知する。</p>
2-3	事務処理に関する構成員の職務権限の明確化。	恣意的な判断で不適正な研究費の執行が行われる。	<p>作成した取扱要領や関連規程について、研究者と事務職員がその内容を理解・共有し、職務権限に応じた明確な決裁手続きに基づき事務処理されているか確認し、必要に応じて見直しを図る。</p>
2-4	機関内外からの告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	<p>告発者の保護が徹底できず、告発を考えている者が告発を躊躇するなど、制度の適正な運用が図られず、不正を把握することができない。</p> <p>機関として調査・処分・公表等が公正かつ厳正に行えない。</p>	<p>通報窓口は監査室及び外部弁護士であることを周知する。</p> <p>不正の告発等制度を機能させるため、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知する。また、取引業者等外部者へも相談窓口及び告発等窓口の仕組みについてホームページ等で積極的に周知する。</p>

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

番号	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」要請事項	懸念されるリスク	不正防止計画
3-1	防止計画推進部署を設置し、不正防止計画・コンプライアンス教育・啓発活動等を策定・実施。 監事へ必要な情報提供・意見交換等の実施。	構員へ不正発生要因の周知が図れず、公的研究費使用に係る意識が薄れ、不正が生じる。 監事が不正防止計画の内容の適切性・実行状況を把握できない。	防止計画推進部署(研究開発センター)が、統括管理責任者とともに、不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等を策定・実施する。 また、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について監事への必要な情報提供と意見交換を行う。
3-2	不正防止計画推進部署は、内部監査部門と連携した不正発生要因の整理。 不正防止計画の策定・実施。	不正発生要因を整理・評価した上で不正防止計画を見直していないと、計画そのものの適正化及び実効性が伴わない。	不正防止計画推進部署(研究開発センター)と内部監査部門(監査室)が連携して内部監査の結果から得られた不正発生要因を把握し機関全体の状況を体系的に整理し評価する。また不正発生要因や他機関の不正発生事例等を参考にし、実効性のある不正防止計画を策定する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

番号	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」要請事項	懸念されるリスク	不正防止計画
4-1	予算の執行状況の検証実施及び予算の計画的執行。	当初の計画と乖離することで、計画に基づく研究が遂行されないなど、何らかの問題が発生している可能性がある。	定期的に研究費の執行状況を確認し、予算執行が著しく遅れている研究者へは、計画的な執行を行うよう指導する。
4-2	発注段階での支出財源の特定。	発注する内容と研究課題との関連性が明確でないまま執行が行われてしまう。	事務部局での発注関与(一定の金額以上)を行う。Web 購買システムの導入・使用により支出財源を特定する。
4-3	不正な取引に関与した業者への処分方法等の策定・周知。	処分方法を定め、周知及び誓約書の提出を求めていない場合、不正取引が認められた取引業者に対して機関として処分を行ふことができない。	不正対策に関する方針等を定めて、ホームページ等で周知する。また取引業者へ誓約書の提出を求める。

番号	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」要請事項	懸念されるリスク	不正防止計画
4-4	検収は原則として事務部門が実施。	同一研究室・グループ内での検収は、教員・学生などの上下関係から、適正な検収ができず、架空の納品及び架空の請求が生じる。	検収センター及び検収窓口を設置し、検収業務はここに配置されているスタッフ以外はできないルールとしている。
4-5	研究者による発注に関する明確なルール。	ルールの不明確により運用に誤りが生じ、適切な発注が行われない。	研究費取扱要領、コンプライアンス教育等において、周知を図る。
4-6	検収業務を省略する例外的な取扱いをする場合の手順。	納品確認ができず、架空の納品及び架空の請求が生じる。	検収業務を省略する例外的な取扱いはしない。
4-7	特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成等)の検収に関する、実効性のある明確なルールを定めた上での運用。	検収方法・確認方法が整っていないことによる、架空の納品及び架空の請求が生じる。	特殊な役務の検収方法について、必要に応じて見直しを図るとともに、ルールの周知・徹底を図る。
4-8	非常勤雇用者の勤務状況確認等の管理体制整備。	雇用管理を研究者(研究室)任せとした場合、適切な雇用管理ができず、架空の謝金が生じる。	事務部門が採用時や定期的に、面談等を通じて勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認を行う。
4-9	換金性の高い物品の適切な管理。	不適切な管理により紛失が生じるほか、それら物品が転売されてしまう可能性が生じる。	専用の管理番号シールを発行・添付し管理する。内部監査において備品抽出検査を実施する。
4-10	研究者の出張計画の実行状況等の管理体制整備。	用務の目的や受給額の適切性が確認できることによる、用務外出張や旅費の重複受給が生じる。	事務部門が研究者に対して用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。
4-11	出張に伴う交通費や宿泊費の支払いに関して、研究者が立替え払いする必要がない仕組みの導入。	業者と研究者の癒着から、旅費の支払いにおける不正受給の可能性が生じる。	コーポレートカードの活用等により、研究者による立替え払いが必要ない仕組みの導入を検討する。

第5節 情報発信・共有化の推進

番号	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」要請事項	懸念されるリスク	不正防止計画
5-1	公的研究費の使用に関するルールや事務手続きに関する相談受付窓口の設置。	研究者がルール等に抵触していないかを確認できないまま、誤った執行が生じる。	設置している窓口(各校地の研究開発センター)について、周知を図る。
5-2	公的研究費の不正への取組に関する方針等の外部への周知。	機関の不正への取組に関する基本方針等の公表をしないことは、社会への説明責任を果たせない。	公表している基本方針及び関連規程等が学内外の利用者にわかりやすく体系化・集約化されているか点検を行い、積極的な情報発信をする。

第6節 モニタリングの在り方

番号	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」要請事項	懸念されるリスク	不正防止計画
6-1	適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施。	機関全体の見地に立った検証機能(ルールそのものに改善すべきことがないかの検証も含む)を果たすことができず、公的研究費の適正な管理を行なうことができない。	コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング及び内部監査部門(監査室)が実施する監査は、機関全体の視点で整備・実施する。
6-2	内部監査部門の位置付けの明確化と実効性のある権限の付与。	機関全体の内部監査を有效地に実施することができないことによる研究費の適切な使用の確認ができない。	規程により監査室に総長直轄の組織として明確にされており、実効性のある権限を持って監査を実施する。
6-3	内部監査の定期的な実施及び競争的研究費等の管理体制の不備の検証。	機関全体のモニタリングが定期的かつ有効に機能する体制になっていないことにより、会計書類等の不備や公的研究費の管理体制の不備が検証できない。	内部監査を毎年度定期的に実施する。併せて、管理体制の不備の検証を行う。
6-4	不正が発生するリスクに対する、リスクアプローチ監査の実施。	ヒアリング、物品の現物確認、取引業者の帳簿との突合などリスクを踏まえた具体的な監査ができず、研究費不正の有無を検証できない。	監査室は防止計画推進部署(研究開発センター)と連携し、不正発生要因に対して、リスクアプローチ監査を実施する。

番号	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」要請事項	懸念されるリスク	不正防止計画
6-5	監査計画を隨時見直すことによる、監査の効率化・適正化。 専門的な知識を有する者(公認会計士等)の活用。	不正発生要因に応じた監査の実施ができず、効果的でない。 客観的な立場での意見が得られず、監査の質向上が図れない。	過去の内部監査やモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて監査計画を隨時見直す。 専門的知識を有する監査法人に内部監査を委託し、内部監査の質向上を図る。
6-6	内部監査部門・監事・会計監査人との連携強化し、不正防止に関する意見交換を実施。	機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査手法、公的研究費の運営・管理の在り方が見直されず、効果的・多角的な内部監査が実施できない。	内部監査部門(監査室)・監事・会計監査人により、定期的に意見交換会を実施する。
6-7	文部科学省が実施する研究費の使用・管理に関する調査への協力。	公的研究費の管理体制の不備等への改善が行われない。	文部科学省による公的研究費の使用・管理に係る調査へ協力し、指摘事項等について改善を行い、公的研究費の管理体制に万全を期す。
6-8	内部監査の結果等について、コンプライアンス教育や啓発活動を活用して構成員へ周知を図る。	機関において過去と同様のリスクが発生する。	内部監査の結果から得られた不正発生要因・リスクについて、同様のリスクが発生しないようコンプライアンス教育や啓発活動を活用して構成員へ周知する。